

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 熊本市東部堆肥センター
- 2 指定管理者 東部堆肥センター管理運営共同企業体
代表者 熊本市南区江越1丁目14番10号
株式会社 パブリックビジネスジャパン
代表取締役 萩原 宣

熊本市東区戸島町2874番地
有価物回収協業組合 石坂グループ
代表理事 石坂 孝光

熊本市西区新港1丁目4番地10
環境ビジネスサポート 株式会社
代表取締役 野口 寛康
- 3 指 定 期 間 自 令和4年4月1日
至 令和9年3月31日

(提出理由)

熊本市東部堆肥センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。